

地域計画

策定年月日	令和7年3月3日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	千早赤阪村 273830
地域名 (地域内農業集落名)	森屋地区 (森屋)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	20 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	20 ha
② 田の面積	18 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	5.1 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	10.1 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	2.7 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

自己所有農地は水稻を主要作物として自ら耕作しているところが多いが、農業者で70歳を超える方が約5割を占めている。一方、良好な耕作地への維持管理や老朽化した水路等の補修等、年々、相応の労力と費用が嵩んでいる。さらには、アライグマやイノシシ等の獣害被害も増加している。かたや一部の耕作条件のよい優良農地では、約10年前からいちごアカデミー卒業生等の新規就農者が収益性の高いいちご栽培を農地所有者との借地契約により展開している。しかし、他にも優良農地が存在しているにも関わらず、農地所有者から貸してもらえない現状にあり、新規いちご栽培者が増加できない現状にある。また、本地区内には、日本棚田百選の下赤阪の棚田も含まれており、今後景観保全を維持する観点から地区内の課題として挙げられている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

いちご栽培者への貸借は継続していくが、さらに担い手の貸借を進めていく。また、特産品を開発し、高収益化をすすめるとともに、販売所の開設など、売り先の確保も行い、農地利用の促進を図る。
下赤阪の棚田の範囲は、自給的農業ができる範囲で耕作を続けるとともに、地区外の農業者等に貸す等して農地的利用が見込める農地を守っていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
自己耕作できる限り自己耕作を続け、耕作が困難な場合は、農地中間管理機構に貸付け、地区外の企業や若手等農業を担う者へ農地利用を進める。いちごを主要作物とする新規就農者が展開しており、引き続き貸借を続ける。また、耕作ができなくても保全管理をする。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	12	%	将来の目標とする集積率
			35 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
地区内農業者や地区外からの参入者に農作業の効率化が図れる範囲で集約を目指す。 いちごを主要作物とする新規就農者が規模拡大する場合は、できるだけ集約する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
必要な営農環境改善に取り組み、農地中間管理機構を活用して、企業や農業を担う者に農地の集積、集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方法
貸付希望農地を農地中間管理機構に情報提供するなど、地区外からの農業者を募る。
(3)基盤整備事業への取組
高齢になっても農業を継続していくためにも水路等の補修を行う。引き続き耕作できる環境や担い手を確保しやすい環境づくりを進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
後継者不足が顕著であるため、他地区からの参入を受け入れる必要がある。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
自己管理は継続するが、シルバー人材センターを活用し、維持管理を続ける方法を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①電気柵等を引き続き整備し、鳥獣被害を防いでいく。
 ⑩基盤整備や新規参入を検討するための組織づくりを検討する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	施設野菜	0.4 ha	0 ha	施設野菜	0.4 ha	0 ha	A	
認農	B	施設野菜	0.3 ha	0 ha	施設野菜	0.3 ha	0 ha	B	
認農	C	施設野菜	0.2 ha	0 ha	施設野菜	0.2 ha	0 ha	C	
認農	D	施設野菜	0.2 ha	0 ha	施設野菜	0.2 ha	0 ha	D	
認就	E	施設野菜	0.2 ha	0 ha	施設野菜	0.2 ha	0 ha	E	
認就	F	果樹	0.3 ha	0 ha	果樹	0.3 ha	0 ha	F	
利用者	G	施設野菜	0.2 ha	0 ha	施設野菜	0.2 ha	0 ha	G	
認就	H	施設野菜	0.1 ha	0 ha	施設野菜	0.1 ha	0 ha	H	
認農	I	水稲、施設野菜、露地野菜	0.5 ha	0 ha	水稲、施設野菜、露地野菜	0.5 ha	0 ha	I	
認農	J	果樹	0.2 ha	0 ha	果樹	0.2 ha	0 ha	J	
利用者	K	水稲	0.1 ha	0 ha	水稲	0.1 ha	0 ha	K	大阪版
利用者	L	水稲	0.3 ha	0 ha	水稲	0.3 ha	0 ha	L	大阪版
利用者	M	水路	0.06 ha	0 ha	水稲	0.06 ha	0 ha	M	大阪版
利用者	N	水稲	0.1 ha	0 ha	水稲	0.1 ha	0 ha	N	大阪版
利用者	O	果樹	0.7 ha	0 ha	果樹	0.7 ha	0 ha	O	大阪版
計	15経営体		3.86 ha	0 ha		3.86 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。